

役員会（平成19年度第7回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月22日（木）10:00～11:30

2. 場 所 事務局3階 会議室

3. 出席者 安田学長（議長）、
千原理事、小笠原理事、五十嵐理事、村井理事

出席監事 岩淵監事

陪席者 佐藤教育研究支援部長、宗近経営企画部長、長川企画総務課長、中條学生課長、奥田研究協力課長、大野学術情報課長、小林人事課長、河野会計課長、向井施設課長、小西人事課課長補佐、辰巳企画総務課課長補佐、大下企画総務課課長補佐、石井企画総務課秘書係長、松山企画総務課企画・法規係長、森下企画総務課企画・法規係員

4. 議 事

（前回議事要旨の確認）

「役員会（平成19年度第6回）議事要旨（案）」について、原案どおり承認された。

（審議事項）

（1）研究活動上の不正行為の防止について

議長から、不正行為の通報から認定までの流れ図及び運営・管理体制図に基づき説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。また、議長から、学内周知を図るため、教職員に対して、来年1月に説明会を開催予定であることが述べられるとともに、学生に対しては、4月の入学者オリエンテーション等で周知徹底を図りたい旨の説明がなされた。

（2）職員の再雇用制度について

五十嵐理事から、導入経緯及び本学の基準・方針（案）について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。なお、今後は、職員過半数代表者への説明、意見聴取を経て、一連の規約の制定を、次回以降の役員会に附議する予定であることが述べられた。

（3）自己啓発等休業制度について

五十嵐理事から、「国家公務員の自己啓発等休業法」に準拠する形で、本学の「自己啓発等休業」の制度導入について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。なお、今後は、職員過半数代表者への説明、意見聴取を経て、一連の規約の制定を、次回以降の役員会に附議する予定であることが述べられた。

（4）特任教員等の選考手順に係る手続きについて

五十嵐理事から、選考手順に関するフロー図及び構成員の移行図（11月20日開催の教育研究評議会で附議：一部修正）について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。なお、今後は、次回の役員会（12月20日）で「特任教員選考規程」等の改正

案を附議する予定であること及び承認後は、同日付けで施行予定であることが述べられた。

また、「特任教員等の構成員の移行」については、「教育研究系有期契約職員就業規則」等の改正を伴うので、職員過半数代表者への説明等、一連の手続きを経た後、関連規程の改正案を、次回以降の役員会に附議する予定であること及び承認後は平成 20 年 4 月 1 日付けで施行予定であることが述べられた。

(5) 学術交流協定の締結等について

小笠原理事から、本学と中国科学院遺伝学発生生物学研究所（中華人民共和国）との学術交流協定を締結及び物質創成科学研究科とポルト大学工学部（ポルトガル共和国）との学術交流協定を終結したい旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

(報告事項)

(1) 平成 19 年度外部資金の受入れについて（11 月報告分）

千原理事から、平成 19 年度外部資金の受入れ状況について 10 月 23 日から 11 月 15 日までに共同研究の受入れ 3 件（4,834,000 円）、受託研究の受入れ 8 件（31,607,000 円）、及び寄付金の受入れ 6 件（5,850,000 円）があった旨の報告が行われた。

(その他)

- ・議長より、平成 20 年 1 月 7 日（月）に、賀詞交歓会を実施したい旨の発言があった。

以 上